

## 「新潟市防水板設置等工事助成要綱」事務取扱要領

### 1. 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市防水板設置等工事助成要綱」（以下「要綱」という。）の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

### 2. 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項目等	説明
第2条 用語の定義 ・ 防水板	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防水板は原則として金属製とするが、防水機能や耐久性を備えた構造および製品であれば、その他の材質でもよい。</li><li>・ 防水板は浸水を防ぐ用途に限り、扉と併用するものは助成対象としない。 また、防水機能については、支障のない範囲内での漏水程度は許容する。 なお、これらの性能を保証する図面や防水性能に関する資料等を提出する。</li></ul>
第3条 助成対象者 ・ 浸水の恐れがある区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成10年8月4日以降に床上・床下・店舗・車庫浸水のあった区域。</li><li>・ 市街化区域は上記に加え、「新潟市洪水ひなん地図」または「新潟市浸水ハザードマップ」で浸水の想定される区域。</li></ul>
・ 所有者又は使用者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一所有者が複数の建物を所有している場合は、それぞれの建物ごとに限度額の範囲内で助成する。</li><li>・ 分譲マンション等で、共有部分に防水板を設置する場合、複数人の申請であっても共有部分を一単位として助成する。（人数分の限度額の上乗せはしない）</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・防水板設置等工事を行おうとするもの</li>   <li>・建物等</li>            <p>第5条 交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請</li> </ul> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの建物に複数の借家人がおり、これらの借家人のために建物の所有者が複数の防水板の設置を申請した場合は、建物一棟単位として助成する。</li>   <li>・原則として、防水板を設置中及び設置済みの箇所については助成対象としない。ただし、設置中であって、申請書類及び現場の施工確認による適正な審査により助成要件を満たすことが明確に判断でき、かつ、助成額算定が可能な場合に限り助成対象とする。</li>   <li>・売買前の分譲マンションや建売戸建て住宅については、不動産業者の営利目的財産と考えられることから助成対象としない。ただし、売買後は個人所有の財産となるため助成対象とする。</li> <li>・賃貸マンション等（アパート及びテナント、貸家、貸事務所など）については、所有者が家賃収入を得ている営利目的財産であるが、居住者が浸水区域内において被害を軽減するための自助対策であることから助成対象とする。</li> <li>・1棟あたり1回のみを助成を原則とする。</li>            <li>・交付申請の期限は、毎年2月末とする。</li> <li>・土地所有者が死亡している場合の相続予定者等からの申請においては、「申請人は登記名義人の相続に関する一切の責任を負う」旨を記載した誓約書、死亡した登記名義人と申請者が相続関係にあることを示す書類を添付すること。</li> <li>・助成金の振込先口座名義は、申請者の名義とする。</li> </ul>
---	---

<p>第6条 交付の決定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定前に、やむを得ない理由により工事を先行する場合は、申請窓口において協議すること。ただしこの場合、審査前であることから、助成は担保されていない。</li> </ul>
<p>第11条 助成金交付決定の取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で定める耐用年数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で定める耐用年数は、原則10年とする。</li> </ul>
<p>第12条 助成金の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の返還が生じた場合、遅延損害金として、交付した助成金に民法第404条で定められた法定利率を加えた額を返還すること。</li> </ul>

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日をもって失効する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。